2018 御殿場夏まつり歩行者天国 届出要項

（１）実施日時と区間

①日時：8月4日（土）１７：００ から ２０：３０（催事や販売終了時間）

区間：県道　市役所北交差点　～　杉原交差点までの歩行者天国規制区間

②日時：8月5日（日）１６：００ から ２０：３０（催事や販売終了時間）

区間：県道　湯沢交差点　～　森の腰（米山モータース）交差点までの歩行者天国規制区間

（２）申込受付期間：**６月４日（月）～７月２日（月）**

＊支部長や商店会等の責任者の営業日のみ受付致しますので事前にお電話をお願いします。

（３）申込資格

①御殿場市内で各種必要な許認可を得て、業として営んでいる方。
②土地の所有者の許可印を得て、且つ各種許認可を所持し市外において業として営んでいる方。
③静岡県暴力団排除条例に定める団体と関係のない方。

（４）共通ルール（違反した場合は、指導をさせて頂き、次年度以降の出店が出来ない場合があります）

①法律、条例等の法規命令または公序良俗に反するような内容での出店はできません。
②**出店場所は、出店者の責任において所有者と協議の上借用してください。歩車道は原則出店できません。歩道に出店する場合は「私有地以外の道路上の出店について」をご確認ください。**
③歩行者天国開始前、及び歩行者天国終了 30 分前以降の実施は通行の妨げとなるためおやめください。H29 はお客様が道路に出て大変危険な状況がありました。**徹底をお願い致します。**
④土地所有者へ迷惑をかけないように、地面を養生し、**終了後に周辺の清掃等を行ってください。**
⑤器物破損等により所有者に損害賠償が発生した場合など、実行委員会本部にも報告してください。
⑥事件、事故その他危険行為等を発見した場合には、実行委員会本部へ報告してください。
⑦パレード通過中、パレードの進行がスムーズに行えるよう来場者の誘導にご協力ください。
⑧緊急時は、実行委員会の指示に従い来場者の安全確保にご協力ください。
⑨**発電機等、対象火気（ガス・火）器具等を使用する場合、消火器を携帯してください。**
⑩出店場所、販売品目、価格等の調整等は、実行委員会では一切いたしません。
⑪くじ引きなど政令、条例違反になる場合があるため、確認した上で、お申込みください。
⑫１店舗につき、１つの届出をして下さい。H29 は１つの届出で数店舗出店している業者がいました。

（５）飲食露店出店に関するルール

①静岡県内一円の**飲食店営業許可（露店）が必要な業種の方は、許可証のコピーを添付してください。**
不明な場合は、御殿場保健所衛生薬務課（０５５０－８２－１２２３）へ確認してください。
②食中毒等の損害を担保するため、**飲食露店出店者は原則、損害保険に加入してください。**

（６）音出しイベントに関するルール

①パレード通過中は、音出しを辞めてお待ちください。通過する前後は演奏等可能です。
②演奏中は、観客が道路上に出ないように、注意喚起をしてください。

（７）雨天の対応（原則、交通規制は実施します）

①豪雨など危険であると実行委員長が判断した場合は中止します。４日は 15：30、５日は 14：30 に協議を開始し、中止は同報無線でお知らせします。電話の問合せも受け付けます。
②小雨等で実施する場合、出店者の自己責任と自己判断に委ねます。
③機材、設備機器の故障、破損等については出店者の責任で対応をお願いいたします。

（８）その他　届出書は警察署、消防本部、保健所などの行政機関に提出する場合があります。

御殿場夏まつり歩行者天国実行委員会 事務局　御殿場市商工会　TEL 0550－83－8822　FAX 0550－84－0605

飲食（露店）や販売行為に関する注意事項

飲食物の提供や、食品・酒類等の販売を行う場合は、御殿場保健所衛生薬務課（℡８２−１２２３）へ事前にご相談（販売品目や提供方法・許可業種等のご確認）をお願い致します。

１．飲食物の販売行為を希望する場合は、飲食店営業許可（露店）のある方を受付けております。
２．食品等の販売は、製造販売許可業者が製造し、食品表示ラベル等があるものに限ります。

＊出店場所等で営業されている方や、関係法令等を順守し生業とされている方以外の出店はご遠慮下さい。
＊実行委員会や商店街、支部等が要請した場合や、土地所有者の責任で特別に出店した場合等を除く。
＊軒田通りでは、人だかりの出来るイベント等の実施の受付は出来ません。
＊道路使用許可申請（歩道の一部利用）を認めるのは、駅通り、マイロード、宮前の一部のみです。
＊必ず事前説明会へご出席下さい。説明を受けない方には提出済証は発行できませんのでご注意下さい。
＊ゴミ箱をお客様から見える位置に必ず設置してください。

届出書類　（出店場所の地番や取扱品が異なる場合等は、出店場所ごとに届け出して下さい。）

①実施届出書	（様式１）	②誓約書	（様式２）　１部
③露店等配置図届出書	（様式３）	④飲食店営業	（露店等）許可(写)　１部

届出済証お渡し日（事前説明会開催日程）

①露店・物販３回　⇒ ● ７月２３日（月）１４：３０ ・１９：３０　●７月２４日（火）１４：３０
②音だし催事１回　⇒ ● ７月２３日（月）１９：００
③会場　　⇒ ● 御殿場市民会館 ３階 第７会議室

※私有地以外の道路上の出店は説明会終了後に手続をして頂きます。

【　飲食店営業（露店）で提供できる食品等の例示　】＜御殿場保健所衛生薬務課＞

①飲食店営業（露店）許可で提供できる食品等

酒類（ビールサーバーによる提供を含む）＊缶ビール等の酒類の販売は、税務署の小売酒販免許と届出が必要です！

焼きとり	きりたんぽ	五平餅	フライの類	じゃがバター	ホットドッグ
たこ焼き	アメリカンドック	おでん	お好み焼き	フランクフルトソーセージ	
焼きそば	揚げ魚肉練製品	焼饅頭	中華そば類	ミニカステラ	スピン
きんつば	揚げあられ	たい焼き	今川焼き	クレープ	イカ焼き

②かき氷　製氷製造業で製造し、容器包装に入れられた氷に限る
　　製氷の保管は容器包装の基準に適合する容器に限る

③生食用商品　生食用商品は提供できない　（例）生食用鮮魚介類、生寿司、食肉の刺身　等

④米飯　米飯については販売のみとする　弁当・丼物類の調整（盛付行為等含む）はできない
　　仕出し屋等固定店舗で調整したものの販売に限る（仕出しは仕出しの許可が必要）

⑤調理　洗浄の使用水は飲用適のものに限る（使用水の保管は容器包装の基準に適合する容器に限る）

⑥営業許可が不必要な食品

甘酒	焼いも	焼きとうもろこし	ゆで栗	甘栗	炒り豆	ポップコーン
爆弾あられ	飴細工	りんご飴	べっこう飴	いちご飴	ニッキ	ほおずき
チョコバナナ	七味唐辛子	ハッカパイプ				

★あくまで、例ですので詳細については、保健所へ直接お問い合わせの上、必要な手続きをして下さい。
★お問合せ先　：　静岡県御殿場保健所　衛生薬務課　ＴＥＬ　０５５０−８２−１２２３

2018 御殿場夏まつり歩行者天国
届出書の確認者と届け出先について

＊歩行者天国の届出書は下記の責任者へご提出ください。

1．届出書には、事前に「実施場所の所有者確認印」と「地域責任者の確認印」が必要です。
（それぞれ署名捺印、又は記名押印）
2．届出書と同時に、誓約書も必要です。
3．届出書は、責任者不在や定休日等により受付出来ない場合もありますので、お出かけ前にお電話でご確認の上、お越しください。
4．当日は、実行委員会、警察署、警備員、関係商工会支部の責任者等の指示に従って下さい。
5．届出書に記入漏れがないようご確認の上、ご提出ください。
6. **届出期限**は、**7月2日（月）**です。**（当日必着）**

支部及び商店会名	地域責任者（企業名・代表者）	ＴＥＬ（0550）
★ 8月4日（土）実施区域（二枚橋・御殿場地域）		
御殿場第五支部長　（二枚橋）	旭屋商店　深沢　誠	82−0167
御殿場第二支部長　（御殿場） 東御殿場サービス店会（御殿場）	府川畳店　府川　直次 ﾍｱｰｻﾛﾝこみやま　小宮山富雄	82−1121 82−2891
★ 8月5日（日）実施区域（新橋・森の腰・湯沢地域）		
御殿場第一支部長　（新　橋）	ホームテック　杉山　祐司	84−0517
元町　（新　橋）	望月たばこ店　望月健一郎	82−0271
本町　（新　橋）	永井薬局　永井　久雄	82−0027
マイロード　（新　橋）	旬菜割烹なかだ　高杉　直史	82−1150 日・祝除く 12:00〜14:00 16:00〜24:00
駅通り　（新　橋）	石川商店　石川　英嗣	82−1129
若宮通り　（新　橋）	鳥栄　梶　良雄	82−0829
宮前通り　（新　橋）	理容さかい　酒井　延欣	83−7316
軒田通り　（新　橋）	テーエム商会　土屋　雅司	82−2126
原里第一支部長　（森の腰）	アンドロワ・パレ　田代　苗雄	82−0670
御殿場第三支部長　（湯　沢）	駿河サービス　野木　泰宏	82−2580

★事前にお電話で不在でない事をご確認の上、お越しくださいますようお願い致します。

2018 御殿場夏まつり歩行者天国 届出書

様式1

地域責任者チェック欄		事務局チェック欄	

1．実施日（どちらかに○）	a．8月4日（土）　b．8月5日（日）
2．届出区分（該当区分に○）	a．露店飲食　b．商品販売　c．音だしイベント等
フリガナ 3．実施者(団体等)の名称	
4．実施内容・販売品目	
5．取扱備品 ※火器・電気使用者 ※消化器必須	発電機 ・ ＬＰガス ・ コンロ ・ 炭火 ・ フライヤー ・ HOTﾌﾟﾚｰﾄ 保温機 ・ 音響設備(ｱﾝﾌﾟ ・ｽﾋﾟｰｶｰ・ﾏｲｸ) ・ 投光機 ・ 自家用コンセント その他（　　）　※○を付けてください。
6．損害保険	保険会社名（　　）保険証書番号（　　）
7．土地所有者 道路後方土地所有者 確認欄	＊上記の者が土地を利用することを承諾します。　※道路上においても必ず道路後方土地所有者に確認を取ってください。 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿TEL＿＿＿＿＿＿＿＿
8．地域責任者 確認欄	氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
9．説明会 出席日 届出済証受渡日 市民会館第7会議室	露店・物販　⇒　□ 7月23日(月) 14：30 □ 7月23日(月) 19：30 □ 7月24日(火) 14：30 音だしイベント ⇒　□ 7月23日(月) 19：00　※☑を付けてください。
10．提出書類 チェック欄 **＊該当区分に☑**	1．飲食営業 □ 様式1 □ 様式2 □ 様式3 □ 露店許可証(写) 2．飲食営業以外 □ 様式1 □ 様式2 □ 様式3

代表者	氏名	㊞		
	住所			
	電話番号		携帯電話	
	FAX 番号		e-mail	
連絡担当者	氏名			
	住所			
	電話番号		携帯電話	
	FAX 番号		e-mail	

様式2

誓 約 書

歩行者天国内において、【 **平成３０年８月　　日（　）　　】**を実施するに際して、歩行者天国実行委員会と同様、イベント等を主催する者として実行委員会から提示された以下のルールを遵守し、歩行者天国が自らのみならず、来場者が楽しいひとときを過ごせるよう努めることを誓約します。

＜ルール＞

１．別添の「2018 御殿場夏まつり歩行者天国届出要項」の内容を遵守いたします。
２．**提出しました関係書類一式の内容に虚偽や相違はございません。**
　万一変更が生じた場合は、遅滞なく実行委員会に届出（報告）し事前確認を得ます。
３．歩道と車道には一切の器物を置きません。（特別に歩道等の道路使用許可場所を除く）
４．パレード実施中は、パレードの妨げにならないよう観客等を誘導致します。
５．販売行為や催事の実施は、**２０：３０で終了**し、速やかに片づけに入り、**ゴミは全て持ち帰る**とともに、**油や不要物等を道路や側溝・川等に捨てたり流したりせず**、公共設備をはじめ、貸与者（地主）等に迷惑のかからないように致します。
６．実行委員会及び警備当局の指導に対しては速やかに対処致します。
７．歩行者天国内におけるトラブルは厳に慎みます。
８．食中毒、将棋倒し等の事故が発生した場合、誠実に対応し、直ちに本部へ連絡致します。
９．緊急時には実行委員会の指示に従い、来場者の避難誘導等に協力致します。
１０．静岡県暴力団排除条例が定める団体と当団体は一切関係ありません。
１１．**発電機**や**火気器具を取り扱う場合**は、**消火器をすぐに使える場所に携帯**します。
１２．ここに明記されていない事項について、一切の責任は当方に帰属することを認めます。

年　　月　　日

御殿場夏まつり歩行者天国実行委員会
　委員長　　杉山　芳三　様

実施（団体等）代表者　　印

事務局 確認欄	

様式３

【 露店等配置図届出書 】

★歩行者天国に出店するすべての方が、本紙の届出が必要です！

①実施日（どちらかに○）　平成３０年８月　【　４日（土）・５日（日）　】

②実施内容・取扱品目　【　】

③実施場所（目標となる建物）　【　】

④当日現地対応責任者名　【　】

⑤当日現場対応連絡先・携帯電話　【　】

⑥配置図（周辺図、発電機やガス等と火気器具との距離、消火器の位置をご記入ください！）

＜記号使用例＞　消火器 消　発電機 発　LPｶﾞｽ ガス　炭火　投光機　コンロ　など

※コンロの並列禁止

＜記入例＞

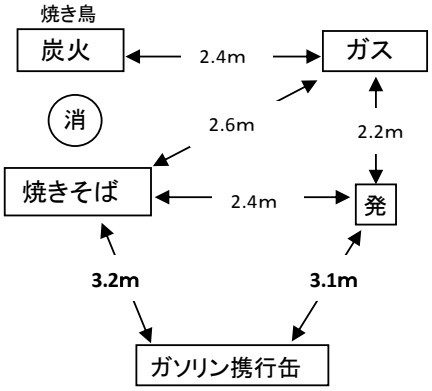

（前方、道路側）

（後方）

＊燃料の入った携行缶や容器は、発電機など対象火気器具等から 3m以上離しておく。

＊プロパンガス容器は、対象火気器具等から 2m以上離し、柱等に固定する。
（ただし、不燃材で輻射熱を遮へいできる場合を除く。）

＊露店営業の方は、露店形態の飲食店営業許可の（写）の添付が必要です！

＊場所ごと、イベント別、１店舗ごと、各１枚ご提出ください！

＊消防本部へ事前に提出し、当日消防本部の職員が配置を確認するため、巡回します。

私有地以外の道路上の出店について

（１）①原則は私有地のみ出店可能ですが、駅通り、マイロード、宮前の一部のみ出店を認めます。
②警察の許可条件により、**間口２m、奥行１．５m、高さ２m**以内とします。
③１申請につき印紙代２，３００円が発生します。間口を拡げたい場合はその都度、申請数を増やしてください。
④警察の指導により、他の業者と出店場所が重なること、その他トラブルを未然に防止するため、道路後ろもしくは出店前の土地所有者、店舗運営者、居住者に確認を取り、様式１の「７」に署名捺印をもらってください。
⑤その他、トラブルが発生した場合は当事者間で調整して頂きます。
⑥燃料の入った携行缶や容器を対象火気器具等から 3m以上離す必要がありますが、3m離した別の場所に保管しておけば、警察へは１つの申請で問題ありません。
⑦旧ヌマヤ前の県道は静岡県沼津土木事務所より許可がおりないため、使用できません。

（２）マイロード（イメージ図）

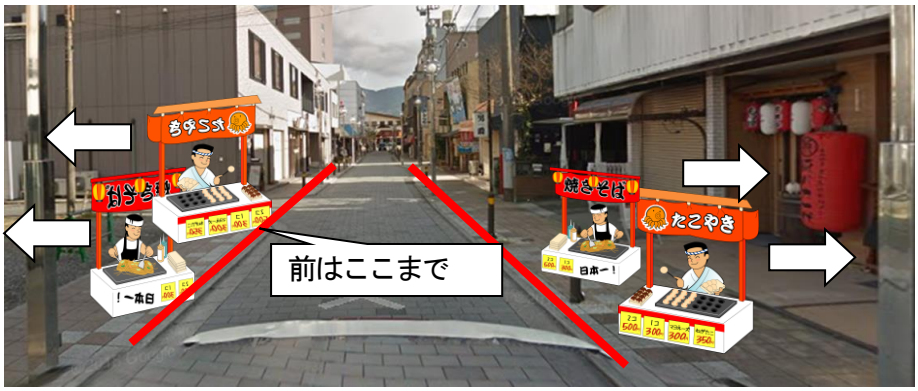

※道路後ろの土地所有者または店舗運営者、居住者に確認を取り、様式１の「７」に署名捺印をもらってください。

（３）駅通り（平成２９年画像）

※**出店前**の土地所有者または店舗運営者、居住者に確認を取り、様式１の「７」に署名捺印をもらってください。

※道路を背にして歩道上に出店して頂きます。

（４）宮前につきましては事務局までご相談ください。

（５）手続き
①様式１の「１０」の必要書類を地域責任者へ提出してください。
②説明会に出席し、届出済証を受け取ってください。
③説明会に参加後、**７月２７日（金）**までに警察署交通課へ行って申請書を書いてください。
提出書類：出店場所が分かる地図、露店等配置図、届出済証(写)、印鑑、1 申請につき印紙代 2, 300 円
④申請がおりて警察署から連絡があるため､道路使用許可書を平日の昼間の時間に､取りに行ってください。
⑤夏まつり歩行者天国当日に必ず道路使用許可書を持参し、警察署の巡回の際に提示してください。
⑥お問合せ先：御殿場警察署　交通課規制係　℡０５５０－８４－０１１０